

令和4年1月記者懇談会

日時 令和4年1月28日（金）

午前10時30分

場所 政策会議室

1 市長あいさつ

2 市政記者クラブからの質問事項 なし

（幹事社 東愛知）

3 市からの報告事項

（1）新城市地域公共交通計画のパブリックコメントの実施について

（行政課公共交通対策室）

（2）佐川急便株式会社との災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する 協定等の締結について

（防災対策課）

（3）「地域プロジェクトマネージャー」及び「地域おこし協力隊」募集について

（スポーツツーリズム推進課）

4 その他

資料提供・情報提供

（1）第7回共育川柳の選考結果について

（生涯共育課）

5 行事予定表

次回開催日 2月17日（木）午後2時から

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和4年1月28日	
担当課・室	行政課 公共交通対策室	
担当職・氏名	室長	白井 薫
連絡先(電話)	(0536) 22-9901	
連絡先(FAX)	(0536) 23-2002	
(メールアドレス)	kotsu@city.shinshiro.lg.jp	

件名	新城市地域公共交通計画のパブリックコメントの実施について
----	------------------------------

内容

令和2年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正法が施行され、地域が自ら交通をデザインし、地域の移動ニーズを踏まえた地域公共交通に関するマスタープランとなる地域公共交通計画の作成が努力義務化されました。

また、市内外の移動を持続可能な公共交通サービスでつなぐ利便性の高い地域公共交通ネットワークを構築し、公共交通を使って気軽にお出かけできるようにするために、新城市地域公共交通会議において本市における公共交通の課題を共有し、協議し、合意を図りながら、令和3年度をもって期間満了となる「新城市地域公共交通網形成計画」に続く新たな計画「新城市地域公共交通計画」を策定します。

この計画の案について下記のとおりパブリックコメント手続を実施しますのでお知らせいたします。

記

- 1 計画概要版 別添のとおり
※パブコメ対象の新城市地域公共交通計画(案)については、パブコメ開始前日にデータで送信します。
- 2 実施期間 令和4年2月2日(水)から令和4年2月25日(金)まで
- 3 閲覧場所 ①市役所公共交通対策室及び鳳来・作手各総合支所地域課の窓口
※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
②市ホームページ
- 4 周知方法 広報しんしろ「ほのか」3月号及び市ホームページにて周知する。
- 5 提出方法 意見書(様式は任意)に住所及び氏名を記載し、次の①～④のいずれかの方法により公共交通対策室に提出する。
①持参 土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
②郵送 〒441-1392(住所の記入不要)新城市役所公共交通対策室あて
(実施期間中の消印有効)
③ファックス Fax:0536-23-2002
④電子メール E-mail:kotsu@city.shinshiro.lg.jp
- 6 その他 口頭による意見は受け付けません。
また、意見に対する個別の回答は行いません。

新城市地域公共交通計画の策定について

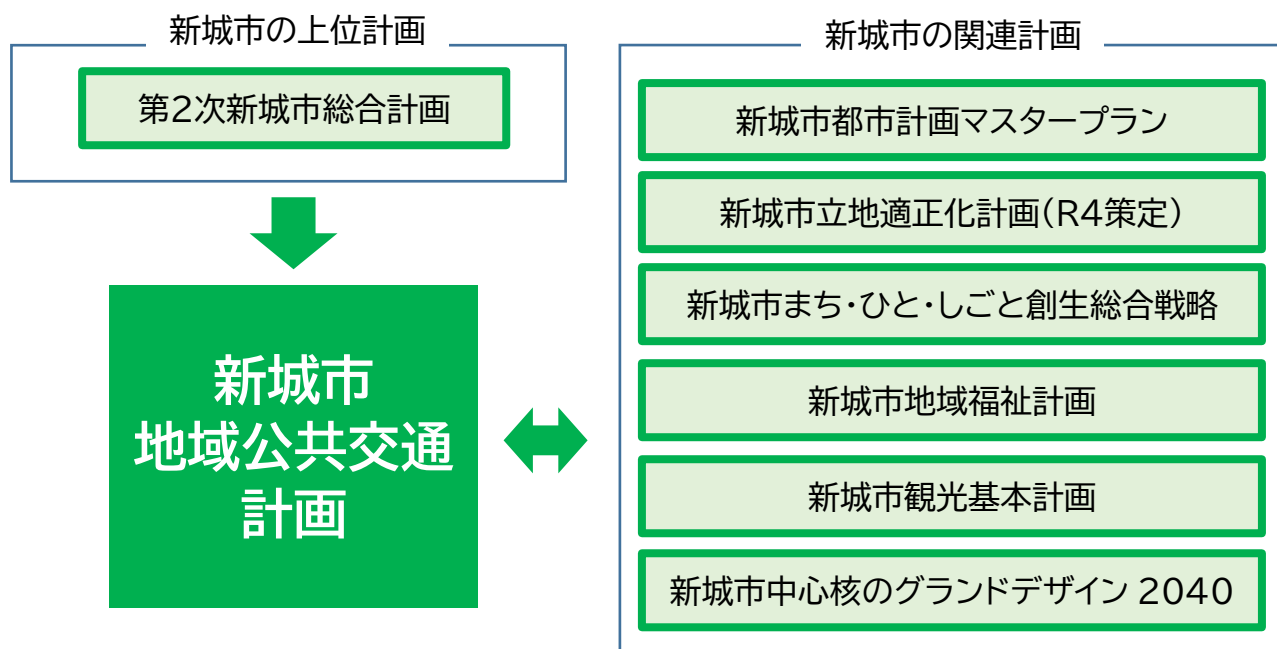
趣旨

新型コロナウイルス感染拡大の影響や社会経済情勢の変化に伴う公共交通サービスの需要縮小等により、地域公共交通の維持・確保が厳しい状況の中、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正法が令和2年11月に施行され、地域が自ら交通をデザインし、地域の移動ニーズを踏まえた地域公共交通に関するマスタープランとなる地域公共交通計画の作成が努力義務化された。

市内外の移動を持続可能な公共交通サービスでつなぐ利便性の高い地域公共交通ネットワークを構築し、公共交通を使って気軽におでかけできるようにするために、新城市地域公共交通会議において本市における公共交通の課題を共有し、協議し、合意を図りながら、令和3年度をもって期間満了となる「新城市地域公共交通網形成計画」に続く新たな計画「新城市地域公共交通計画」を策定する。

計画の位置づけ（関連計画との関係）

本計画は、新城市の最上位計画である「第2次新城市総合計画」や、都市計画の方針である「新城市都市計画マスタープラン」や「新城市立地適正化計画」等と連携・整合を図りながら、本市の公共交通施策の方向性を定め、策定する。



計画の区域

計画の区域は、新城市全域とする。

隣接する市町の一部地域が地域住民の生活圏域となっている現状に即した施策や地域間を跨いで運行する公共交通の利用促進などについては、連携・協力体制を取りながら進めていく。

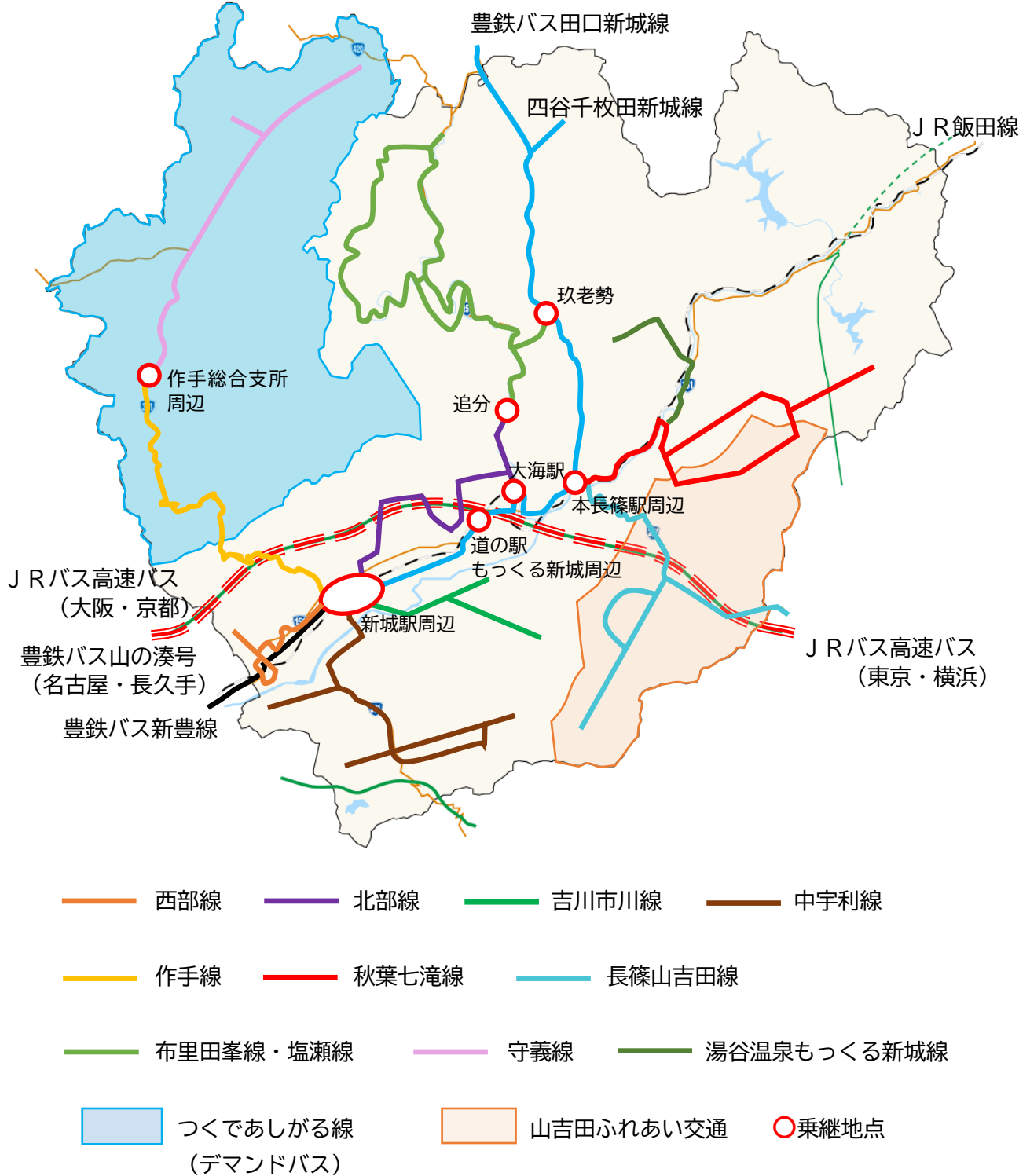
計画の期間

計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とする。

新城市の公共交通の概況

現在、新城市の公共交通には、J R飯田線、路線バス（豊鉄バス、Sバス）、高速バス（J Rバス、豊鉄バス）、タクシーがある。このほか、交通空白地有償運送、福祉有償運送、スクールバスなどにより、市民の移動手段が確保されている。

また、各公共交通機関をつなぐ乗継地点が市内各所に位置づけられている。



地域公共交通の課題まとめ

<p>新 城 市 地 域 公 共 交 通 網 形 成 計 画</p>	<p>【施策の進捗に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会と連携し、児童生徒数の状況や将来的な通学のあり方等について方向性を共有し、学校も含めた各地域での移動手段確保のための検討を進める。 ・新城駅前広場暫定整備が完了し、今後は「新城市中心核のグランドデザイン2040」と連携を図りながら、新城駅周辺への拠点整備、案内の充実や待合環境整備を進める。 ・鳳来総合支所の整備を含め、本長篠駅とバスターミナル周辺地域を鳳来地域のお出かけ拠点として整備し、案内を充実させるとともに、公共交通での乗継が問題なく行えるように事業者間の連携強化を図る。 ・三大都市圏と新城を結ぶ交通結節点として、都市計画マスタープランと連携を図りながら、道の駅もつくる新城を中心とした公共交通拠点化を早期に進める。 ・各地域において、すべての人のお出かけ利便性を高められるよう、路線見直しや待合環境の整備、パーク＆ライド駐車場等、地域の拠点の整備を行う。 ・2025年問題への対応として、公共交通利用による健康づくりや運転免許証の自主返納促進につながるモビリティ・マネジメントを進める。
<p>関 連 計 画</p>	<p>【本市関連計画に示される施策の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の中心核と地域中心核や地域が公共交通などの交通軸で結ばれる多核連携型の交通ネットワークの形成 ・市内のどこに住んでいても生活の足が確保され、生活圏と生活の質を重視した公共交通による様々な外出ができる環境づくり ・市の中心核の新城駅周辺と、広域アクセス点の新城ICに隣接する道の駅もつくる新城周辺に交通結節点を整備 ・観光客誘致等、交流人口増加による経済効果を図り、地域の活性化につなげる
<p>本 市 の 概 況</p>	<p>【本市の概況からの課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学生の通学利用減少や高齢者の増加に伴うバスの路線再編 ・スクールバスの活用方法 ・市内のどこに住んでいても生活の足が確保され、生活圏と生活の質を重視した公共交通による様々な外出ができる環境づくり ・観光二次交通の整備
<p>地 域 公 共 交 通 の 現 状</p>	<p>【鉄道に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前周辺での観光及び公共交通利用に係る案内の充実 ・市内各駅におけるその他の公共交通との接続等利便性向上 ・大雨に伴う土砂災害等による運休の影響及び不安の軽減 ・観光客誘致等、交流人口増加による経済効果を図り、地域の活性化につなげる <p>【バスに関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域が主体となった地域の実状に応じた運行形態や運行方法への見直しによる運行の効率化 ・バス事業者と連携した利便性向上及び利用促進策の実施 ・バス運行に係る支出の増大抑制 ・運賃収入以外の収入源の確保 <p>【高速バスに関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新城市に住みながら大都市圏への通勤通学、通院、買い物等日常生活のための運行の確保 ・道の駅もつくる新城周辺における交通結節点としての機能強化 ・バス事業者と連携した利便性向上及び利用促進策の実施 ・観光客誘致等、交流人口増加による経済効果を図り、地域の活性化につなげる <p>【タクシーに関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タクシー事業の維持・確保及び新城市のタクシー営業区域に関する調整・検討 ・タクシー事業者のノウハウを活かした公共交通施策の実施や新たな事業展開の検討 ・タクシー事業者との連携による多様な移動ニーズへの対応
<p>地 域 意 見 等</p>	<p>【地域計画に掲げられている地域課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内に生活必需品を買う店舗や病院がなくなり、買い物や通院など外出に困る ・買い物や通院など自家用車に頼らざるを得ない ・こども園や学校の統廃合が進み、通園・通学にかかる時間が長くなったため、保護者の負担が増加 ・利便性のある移動手段（公共交通）を確保した上での免許返納の推奨 ・過疎化・少子化・高齢化が進み、公共交通のシステムと利用者の実態が合わない ・電車が通っておらず、バスも本数が少ない、土日祝日はバスの運行自体が無い ・地域活性化のために中心市街地や観光名所に足を運んでもらいたい <p>【移動手段に関するアンケートからの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスの利用方法がよくわからない ・免許返納をすることが不安 ・バスが走っていない（地区が見放されているのではないか） ・自家用車からバスへの変更はハードルが高そう

地域公共交通施策の方向性

本市を取り巻く公共交通の現状や問題点を理解し、取り組むべき地域公共交通施策を導くために、SWOT分析を用いて整理した。

公共交通にかかわる本市の内部的環境を「強み」と「弱み」、外的な環境・要因を「機会」と「脅威」をもとに、「強み」・「弱み」と「機会」・「脅威」をクロス分析し、強みを活かした方策や弱みを補う方策を見出すためのキーワードをまとめた。

		新都市の内部的環境	
		強み	弱み
		<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治区制度の導入 ・幹線道路の整備 ・観光資源が豊富 ・名古屋への直通高速バス 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通不便地域が存在 ・利用者の減少 ・駅前へのバス乗入れが困難 ・公共交通情報の不足
外的な環境・要因	機会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民主体で日常生活に即したバスの運行見直し ○新城からジブリパークへもつくる新城⇄ジブリ ○大都市からの観光客獲得 ○新城で自然を満喫、仕事もできるワーケーション・二居住生活 ○東京・大阪・名古屋へのおでかけ、旅行商品開発 ○環境にやさしいまち・新城（エコツーリズムの推進） 	<ul style="list-style-type: none"> ○もつくる新城の拠点化 東京・大阪・名古屋へ ○土休日もSバス運行 ○地域で考える 持続可能な公共交通へ → 具体的なアクション ○国県の制度を活用して 財源確保 ○新城駅とまちなかを結ぶ 自動運転、GSMの検討 ○交通不便地域における 自動運転、GSMの検討
	脅威	<ul style="list-style-type: none"> ○名古屋へ通えるまち・新城 山の湊号の運行本数確保 新城から大学へ、仕事へ ○道路環境に即したバスの経路見直し ○豊橋・豊川への利便性向上 ○新城版GoToトラベル 密をさけるツーリズム ○高齢者の免許返納推進 60歳からの公共交通利用 	<ul style="list-style-type: none"> ○バス待ち環境の整備 ○P&R駐車場の整備 ○若者の利用促進策 ○進学の実験地を減らさない 新城から高校に通う ○土休日の運行 新城軽トラ市で実証実験 ○モビリティ・マネジメント 意識向上 → 担い手へ ○みんなで支える公共交通

「機会」×「強み」＝（Ⅰ）新都市の強みを機会に活かし、大きく成長する

「機会」×「弱み」＝（Ⅱ）新都市の弱みを補強して、機会を活かせるよう対策する

「脅威」×「強み」＝（Ⅲ）新都市の強みを活かし、脅威を避ける、機会をつくる

「脅威」×「弱み」＝（Ⅳ）新都市の弱みを理解し、影響を最小限にする



新都市地域公共交通施策3つのキーワード

①暮らしに即した公共交通	②大都市圏と地域をつなぐ	③持続可能な地域公共交通
--------------	--------------	--------------

基本理念

第2次新城市総合計画における目指すべき将来像「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」の実現に向けた本市の地域公共交通に関する基本理念。

ひと	地域公共交通を支える“ひと”を育みます
ちいき	安心して住み続けられる“ちいき”の足を確保します
まち	活力にあふれる“まち”の公共交通をつくります

基本方針

人が地域が輝き、生涯にわたり健やかで幸せに暮らせるまちを支える

方針1 暮らしに即した地域公共交通をつくる

- 1-1 地域共創型公共交通システムの確立
 - (1) 地域公共交通カルテを作成します
 - (2) 地域共創型公共交通システムの適宜改善を図ります
- 1-2 既存路線の見直し
 - (3) Sバス作手線の見直しを行います
 - (4) 新城市役所の前にバス停を設置します
 - (5) 新しい鳳来総合支所駐車場内にバス停を設置します
 - (6) 各地域のSバスを見直し、地域に適した移動手段を確保します

方針2 大都市圏と地域をつなぐ公共交通をつくる

- 2-1 名古屋・東京・大阪との交流人口拡大
 - (7) 大都市圏と新城の双方向で旅行商品を絡めた企画乗車券等の拡充を図ります
 - (8) 高速バスの持つ付加価値を高めます
 - (9) 高速バス「山の湊号」の利便向上を図ります
 - (10) 東京・大阪への夜行便の乗降可能性について協議します
 - (11) 大都市圏と新城をつなぐ公共交通主要拠点として、道の駅もつくる新城周辺区域を整備します
- 2-2 公共交通主要拠点の整備
 - (12) 中心市街地における公共交通主要拠点として、JR新城駅周辺区域を整備します
 - (13) 鳳来地区の公共交通主要拠点として、本長篠バスターミナル周辺区域を整備します
- 2-3 公共交通主要拠点間の接続
 - (14) 公共交通主要3拠点間の移動利便性を高めます

方針3 持続可能な地域公共交通をつくる

- 3-1 モビリティ・マネジメントの実施
 - (15) 公共交通の利用促進のためのモビリティ・マネジメントを実施します
 - (16) 地域公共交通の担い手育成につながるモビリティ・マネジメントを実施します
- 3-2 公共交通の利用促進
 - (17) 公共交通利用促進のためのPRイベントを実施します
 - (18) 高齢者の運転免許自主返納を推進します
 - (19) 後期高齢者のSバス利用を無償化します
- 3-3 公共交通の利便性向上・改善
 - (20) 回数券の見直しを行います
 - (21) 田口新城線の利便増進を図ります
 - (22) 利用者にわかりやすい公共交通案内表示を行います
 - (23) 利用者にわかりやすく使いやすいバス停に改善します
 - (24) 地域住民の公共交通利用につながる拠点整備を支援します
 - (25) 安全運行のための市所有バスの適正管理を行います
 - (26) 土休日のSバス運行を検討します

新都市地域公共交通に関するルール

「新都市地域共創型公共交通システム」により地域・行政・交通事業者等が一緒になって公共交通を支える体制をつくり、既存路線の見直しや新たな移動手段の確保に向けた取り組みを進め、各地域の状況に即したおでかけ環境をつくり出す。

新都市地域共創型公共交通システム

①公共交通の現状と課題の共有

公共交通の利用状況や収支状況、アンケート結果等を地域住民にわかりやすく加工した「地域カルテ」を作成。地域公共交通の現状と課題の共有を図る。

②地域住民が主体となる検討組織の設置

地域自治区単位を基本とし、地域住民が主体となって検討等を行う組織の立ち上げ。

【検討組織の要件】

- 区長会や各行政区、地域協議会等との連携が可能であり、継続的に活動できる。
- 組織の活動内容や代表者（連絡担当者）が明確である。
- 地域内の公共交通課題を十分に認識している、若しくは、把握するために主体的に活動ができる。
- 地域住民の移動ニーズの把握や意見のとりまとめ、調整、市や地域公共交通会議との協議など、主体的に参画できる。

③地域の移動手段確保維持に向けた調査・検討

利用者や潜在的利用者、地域の施設、学校、企業等、行政とともに地域住民の移動手段の確保維持について一緒に考える場をつくり、調査検討を主体的に進める。

（例）ワークショップ、グループインタビュー、移動ニーズ調査、地域公共交通利用状況調査、利用促進策、既存路線の見直し案や新たな移動手段の研究及び導入の検討など

※地域自治区を跨ぐ路線の再編に関しては、必要に応じて合同で調査及び検討を行う。

④新都市地域公共交通会議との連携

地域の移動手段確保維持に向けた調査・検討に基づく既存路線の見直しや新たな移動手段の導入について新都市地域公共交通会議との意見交換や移動手段についての提案を行う。

⑤提案内容の実施（実証を含む）

- ・新都市地域公共交通会議の協議を経て実施。
- ・実証運行が必要である場合には、実証運行の状況を見て本格運行の可否を判断。
- ・運行にあたり、地域での成果指標（目標値）を設定し、達成状況を把握。

⑥継続的な活動

引き続き、新都市地域公共交通会議と連携し、利用状況の把握や利用促進策の実施及び見直し・改善等の検討・提案を行っていく。

推進体制

本計画の評価・検証、改善策の検討は「新城市地域公共交通会議」が主体となって実施する。

本計画の基本方針に沿って掲げられている公共交通施策の実施にあたり、新城市地域共創型公共交通システムに基づき、地域公共交通について住民や地域と行政や交通事業者が一緒になって検討し、地域公共交通会議へ提案し、同会議において検討・協議を行う。

加えて、令和3年1月8日に「公共交通施策に関する協定」を締結した国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院環境学研究科とも連携し、本計画の推進にあたる。

人が地域が輝き、生涯にわたり健やかで幸せに暮らせるまち

新城市地域公共交通会議

- ▶ 計画の評価検証、進捗管理
- ▶ 改善策の検討
- ▶ 地域からの提案の協議・検討

構成員



地域での検討
結果の提案

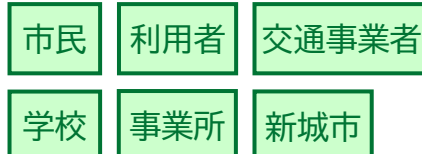
意見の募集
議論の公表



各地域の地域公共交通検討組織

- ▶ 地域課題の解決や地域の活性化に必要な公共交通について検討
- ▶ 公共交通会議へ検討結果を提案

構成員

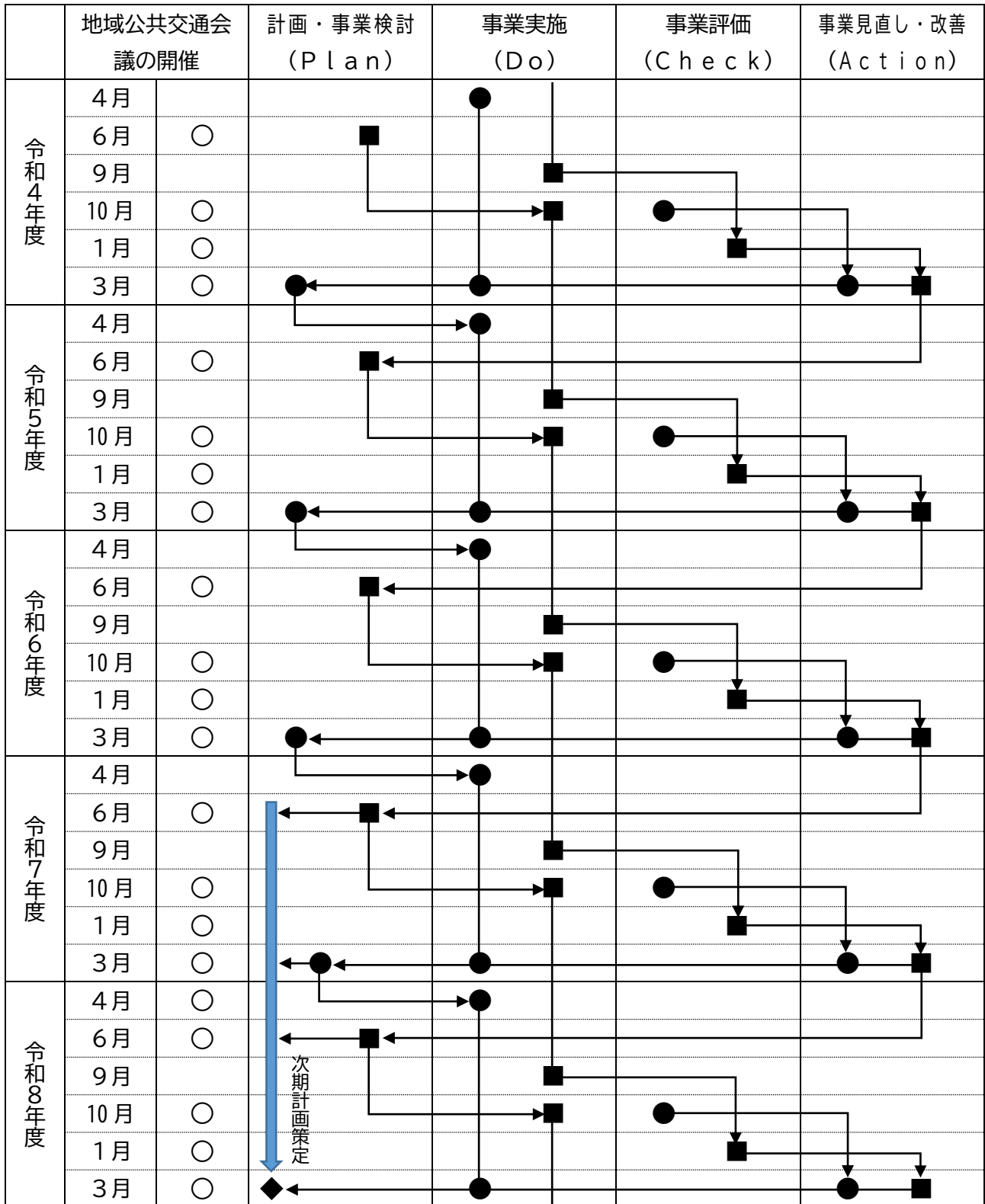


名古屋大学



2. 新都市地域公共交通会議の運営方針

本計画の推進にあたり、新都市地域公共交通会議において施策の推進、評価、進捗管理を行う。



●新都市地域公共交通計画

■生活交通確保維持改善計画

◆次期公共交通計画

報道機関発表資料

報道解禁
令和4年2月15日
午前9:00～

(新城市)

提出日	令和4年1月28日	
担当課・室	防災対策課	
担当職・氏名	課長	長坂 茂英
連絡先（電話）	(0536) 23-7660	
連絡先（FAX）	(0536) 23-8920	
（メールアドレス）	bosai@city.shinshiro.lg.jp	

件名	佐川急便株式会社との災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定等の締結について
----	--

■概要

佐川急便株式会社と①「災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定」及び②「新城市と佐川急便株式会社との地域活性化包括連携協定」を締結する。

①については、市内で大規模な災害が発生した場合において、佐川急便株式会社の協力により避難所へ支援物資を適確に届けられるよう以下の内容について協定を締結する。

②については、トラックドライバーによる平常時からの見守り等を行うため、以下の内容について協定を締結する。

■詳細

1 協定内容

(1) 災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定

- ア 佐川急便株式会社の施設を物資拠点として借用
- イ 避難所への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- ウ 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- エ 物資拠点（アを含む。）での荷役作業の実施並びに荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- オ 支援物資の受入れ、配送等に関する助言等を行う要員の派遣
- カ 全国から送られる義援物資に関するコールセンター対応及び物資の移動・運搬

(2) 新城市と佐川急便株式会社との地域活性化包括連携協定

- ア 地域防災への協力に関すること。
具体的内容については、(1)のとおり。
- イ 地域の安全・安心に関すること。
具体的内容については、子どもたちの安全意識を高めるための交通安全教室の実施、郵便物が溜ったポスト等を見つけた場合における市への連絡、道路の異常や不法投棄を発見した場合における市への連絡
- ウ 高齢者・障がい者支援に関すること。
郵便物が溜ったポスト等を見つけた場合における市への連絡（再掲）
- エ 子ども・青少年の育成に関すること。
子どもたちの安全意識を高めるための交通安全教室の実施（再掲）
- オ 環境保全の推進に関すること。
道路の異常や不法投棄を発見した場合における市への連絡（再掲）

- 2 協定締結者 静岡県浜松市中区高丘西四丁目7番22号
佐川急便株式会社 東海支店長 枝川 和弘

3 協定締結式

- ・日時 令和4年2月15日（火）午前9時00分～
- ・場所 市役所3階政策会議室
- ・出席者 新城市 市長 下江洋行、総務部長 小林義明、総務部副部長（防災担当）熊谷和志
佐川急便株式会社 東海支店長 枝川和弘ほか

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和 4年 1月 28日	
担当課・室	企画部 企画政策課 産業振興部 観光課、スポーツツーリズム推進課	
担当職・氏名	企画政策課長 観光課 スポーツツーリズム推進課	杉浦 達也 加藤 宏信 貝崎 禎重
連絡先 (電話)	(0536) 23-7620	
連絡先 (FAX)	(0536) 23-2002	
連絡先 (Eメール)	kikaku@city.shinshiro.lg.jp	

件名	令和4年度「地域プロジェクトマネージャー」及び「地域おこし協力隊」募集について
----	---

見出しの件について、下記のとおり募集を行います。

1 募集人員

(1) 地域プロジェクトマネージャー

(サイクルツーリズムを中核としたスポーツツーリズムの推進) 1名

(2) 地域おこし協力隊

(観光コンテンツの開発による地域活性化) 1名

(サイクルツーリズムによる地域活性化) 1名

2 任用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日(更新あり。最長3年間)

3 受付期間

令和4年1月31日から令和4年2月18日

4 選考日程

1次選考…書類審査 令和4年2月下旬合否通知

2次選考…面接 令和4年3月中旬合否通知

5 地域プロジェクトマネージャーについて

令和3年度から国(総務省)により創設された制度。

これまでに自治体が受け入れてきた地域おこし協力隊とは別に、地域、行政、民間、外部の関係者をつなぎ、調整や橋渡しをしながら実質的にプロジェクトをマネジメントできる「ブリッジ人材」を自治体が雇用するための制度。650万円/人を上限に特別交付税措置あり。

6 参考資料

報道機関発表資料

- (1) 地域プロジェクトマネージャー募集要項
- (2) 地域おこし協力隊募集要項（観光・スポーツ）
- (3) 地域プロジェクトマネージャー概要（総務省公表資料）

新城市「地域プロジェクトマネージャー」募集要項

新城市は、愛知県の東部、東三河の中央に位置し、東は静岡県浜松市に、西は岡崎市、豊田市に、南は豊橋市、豊川市に接しています。

市域は東西約30km、南北約27km、面積は499.23km²で県内2番目の広さであり、そのうち森林が83%を占めています。令和4年1月1日現在、人口44,501人、世帯数17,607世帯、高齢化率37.7%となっており、年々人口の減少と高齢化が進んでおります。

平成28年2月に新東名高速道路新城ICが開通し、名古屋圏から55分の交通アクセスとなります。また、市内には三遠南信自動車道の鳳来峡ICも設置されており、浜松方面へのアクセスも便利になっているほか、東名高速道路豊川ICからは国道151号を北へ20分、鉄道では豊橋駅からJR飯田線で30分の位置にあります。新東名高速道路の開通により、新城～名古屋間の高速バスを運行、さらに令和3年度には、東京～大阪間の高速バスの停留所が設置されるなど交通の利便性がさらに向上し、人の往来の増加が期待されています。

本市では、地域資源であるアウトドアフィールドを活かし、サイクルツーリズムを中核としたスポーツツーリズムを推進し、稼ぐ力（産業）を育て住み続けられるまち（魅力）を創り出すため、令和4年度、「地域プロジェクトマネージャー」を1名募集します。

1 募集人員

1名

2 業務内容

- (1) サイクルツーリズムを中核としたスポーツツーリズムの推進
- (2) 地元住民・地域内外の企業・行政等との調整及びマネジメント
- (3) プロジェクトに関わる地域おこし協力隊、地域人材等のチームマネジメント

3 求める人材要件

- (1) 地域に溶け込み、地域住民とともに活動ができる方
- (2) サイクルスポーツに精通しており、競技者または関連企業で務めた経験のある方
- (3) アウトドアまたは自転車関連企業とパイプがあり、本市で展開する事業に企業の協力を取り付けられる見込みのある方

4 募集対象

- ①令和4年4月1日（金）現在で、20歳以上の方
- ②生活の拠点を都市地域等から新城市に移し、住民票を異動できる方
（総務省の定める地域要件に該当する方）

ただし、本市での地域おこし協力隊等の経験がある方はその限りではありません。

※委嘱を受ける前に既に新城市に住民票がある方は対象外です。

- ③普通自動車運転免許を有する方、あるいは令和4年3月31日（木）までに取得見込みの方
- ④一般的なパソコン（ワード、エクセル等）の操作が出来る方
- ⑤心身ともに健康で、地域住民と協力しながら活性化活動に取り組める方
- ⑥日本国籍を有し、次のいずれにも該当しない方

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 国、地方公共団体職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 勤務地

愛知県新城市内

6 勤務日数及び勤務時間

月曜日から金曜日のうち週5日または4日間勤務

※ 1日7時間30分を超えない範囲内で、かつ、週30時間を超えない範囲内での勤務を基本とします。

職務遂行上、土日曜日、祝日に勤務する場合があります。

7 雇用形態

新城市会計年度任用職員（パートタイム）

※詳細な勤務条件は、新城市会計年度任用職員に関する諸規定によります。

8 任用期間

2022年4月1日（月）から2023年3月31日（金）まで。

※ 任期は1年間とします。以後毎年1年ごとに更新します。最長で3年間任用することができます。（2025年3月31日（月）まで）

9 報酬

月額 354,000円（この額から社会保険料等が控除されます。）

※ 地域プロジェクトマネージャーが月の途中で任用され、または任用を解除された場合におけるその月の報酬の額は、日割り計算とします。

10 休日・休暇

①休日…土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

②休暇等…年次有給休暇 勤務日数に応じ付与

特別休暇 有給（慶弔、産前・産後等）

無給（子の看護、介護休暇等）

11 待遇及び福利厚生

①加入保険等…健康保険・厚生年金・雇用保険

②費用弁償（通勤手当）…片道の通勤距離が2km以上の場合

③貸与品…ノートパソコンを必要に応じ無償貸与します。

※ 事務室外への持ち出しはできませんので、住居で必要な場合は、自分のパソコンをご用意ください。

12 申込手続

①受付期間

令和4年1月31日（月）～令和4年2月18日（金）【必着】

※ 持参される場合は、市役所の開庁時間である午前8時30分から午後5時15分までをお願いします。

②申込方法

郵送または持参

③提出書類

申込書（新城市地域プロジェクトマネージャー設置要綱様式第1号）

13 選考方法

① 1次選考…書類審査

※ 提出いただいた申込書により、内容を審査します。

② 2次選考…面接

※市の関係者等による面接を行います。

14 選考結果

①令和4年2月下旬、1次選考の結果について合否を文書で通知します。

※ 1次選考合格者には、2次選考のスケジュールをお知らせします。

②令和4年3月中旬、2次選考受験者全員に合否の結果を文書で通知します。

15 その他

本公募は、事業の円滑な遂行を期するため、予算成立前に事業の募集を行うものであることから、予算の審議状況によっては、内容に変更があり得ることをご了承ください。

16 お問い合わせ・申込先

郵便番号：〒441-1392

住所：愛知県新城市字東入船115番地

担当部署名：新城市役所企画部企画政策課

担当者名：酒井、竹下

電話番号：0536-23-7620（直通）

FAX番号：0536-23-2002

メールアドレス：kikaku@city.shinshiro.lg.jp

新城市「地域おこし協力隊」募集要項

新城市は、愛知県の東部、東三河の中央に位置し、東は静岡県浜松市に、西は岡崎市、豊田市に、南は豊橋市、豊川市に接しています。

市域は東西約30km、南北約27km、面積は499.23㎢で県内2番目の広さであり、そのうち森林が83%を占めています。令和4年1月1日現在、人口44,501人、世帯数17,607世帯、高齢化率37.7%となっており、年々人口の減少と高齢化が進んでおります。

平成28年2月に新東名高速道路新城ICが開通し、名古屋圏から55分の交通アクセスとなります。また、市内には三遠南信自動車道の鳳来峡ICも設置されており、浜松方面へのアクセスも便利になっているほか、東名高速道路豊川ICからは国道151号を北へ20分、鉄道では豊橋駅からJR飯田線で30分の位置にあります。新東名高速道路の開通により、新城～名古屋間の高速バスを運行、さらに令和3年度には、東京～大阪間の高速バスの停留所が設置されるなど交通の利便性がさらに向上し、人の往来の増加が期待されています。

新城市では、令和3年度、1名の地域おこし協力隊員が地域協力活動に従事し、地域の活性化・新たな生業の創出に取り組んでいます。

令和4年度、本市の地域資源を活用した地域の活性化・新城ツーリズムの推進のため、「地域おこし協力隊」隊員を1名募集します。

1 募集人員

1名

2 活動地域

全市域

3 活動内容

<共通活動事項>

- ①地域行事等コミュニティ活動に関する支援
- ②市内各種団体の活動に関する支援
- ③移住・交流事業に関する支援
- ④地域住民との連携に関する活動
- ⑤地域の情報発信
- ⑥その他、地域活性化に必要な活動

<個別活動事項>

(1)観光コンテンツの開発を中心とした地域振興活動

例) 新城ツーリズム具現化のための地域活動

例) 新城ツーリズムを活用した着地型観光商品の開発

4 募集対象

①令和4年4月1日(金)現在で、20歳以上40歳未満の方

②生活の拠点を都市地域等から新城市に移し、住民票を異動できる方

(総務省の地域おこし協力隊特別交付税措置に係る地域要件に該当する方)

※委嘱を受ける前に既に新城市に住民票がある方は対象外です。

③普通自動車運転免許を有する方、あるいは令和4年3月31日(木)までに
取得見込みの方

④一般的なパソコン(ワード、エクセル等)の操作が出来る方

⑤心身ともに健康で、地域住民と協力しながら活性化活動に取り組める方

⑥日本国籍を有し、次のいずれにも該当しない方

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受ける
ことがなくなるまでの人

ウ 国、地方公共団体職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から
2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政
府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれ
に加入した人

5 勤務地

愛知県新城市内

6 勤務日数及び勤務時間

月曜日から金曜日のうち週5日または4日間勤務

※ 1日7時間30分を超えない範囲内で、かつ、週30時間を超えない範囲
内での勤務を基本とします。

職務遂行上、土日曜日、祝日に勤務する場合があります。

7 雇用形態

新城市会計年度任用職員(パートタイム)

※詳細な勤務条件は、新城市会計年度任用職員に関する諸規定によります。

8 任用期間

2022年4月1日（月）から2023年3月31日（金）まで。

※ 任期は1年間とします。以後毎年1年ごとに更新します。最長で3年間任用することができます。（2025年3月31日（月）まで）

9 報酬

月額 155,535円（この額から社会保険料等が控除されます。）

期末手当 2.55か月分（6月期・12月期、各最大1.275か月分）見込み

※ 隊員が月の途中で任用され、または任用を解除された場合におけるその月の報酬の額は、日割り計算とします。

10 休日・休暇

①休日…土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

②休暇等…年次有給休暇 勤務日数に応じ付与

特別休暇 有給（慶弔、産前・産後等）

無給（子の看護、介護休暇等）

11 待遇及び福利厚生

①加入保険等…健康保険・厚生年金・雇用保険

②費用弁償（通勤手当）…片道の通勤距離が2km以上の場合

③住居…市で借り上げた賃貸住宅又は地域の空家住宅に入居していただきます。

※ 家賃は市が負担します。（共益費、光熱水費、駐車場代等は隊員の負担となります。）

※ 隊員の希望により、市が用意した住居以外に居住する場合、家賃は全て隊員の負担になります。

④貸与品…ノートパソコンを必要に応じ無償貸与します。

※ 事務室外への持ち出しはできませんので、住居で必要な場合は、自分のパソコンをご用意ください。

⑤活動車両…公用車もしくはリース車を使用します。

※ 活動に際しやむを得ず自家用車を使用した場合は、市の規定により交通費を支給します。

12 申込手続

①受付期間

令和4年1月31日（月）～令和4年2月18日（金）【必着】

※ 持参される場合は、市役所の開庁時間である午前8時30分から午後5時15分までにお願いします。

②申込方法

郵送または持参

③提出書類

申込書（新城市地域おこし協力隊設置要綱様式第1号）

12 選考方法

①1次選考…書類審査

※ 提出いただいた申込書により、内容を審査します。

②2次選考…面接

※市の関係者等による面接を行います。

13 選考結果

①令和4年2月下旬、1次選考の結果について合否を文書で通知します。

※ 1次選考合格者には、2次選考のスケジュールをお知らせします。

②令和4年3月中旬、2次選考受験者全員に合否の結果を文書で通知します。

14 その他

本公募は、事業の円滑な遂行を期するため、予算成立前に事業の募集を行うものであることから、予算の審議状況によっては、内容に変更があり得ることをご了承ください。

15 お問い合わせ・申込先

郵便番号：〒441-1392

住 所：愛知県新城市字東入船115番地

担当部署名：新城市役所企画部企画政策課

担当者名：酒井、竹下

電話番号：0536-23-7620（直通）

FAX番号：0536-23-2002

メールアドレス：kikaku@city.shinshiro.lg.jp

新城市「地域おこし協力隊」募集要項

新城市は、愛知県の東部、東三河の中央に位置し、東は静岡県浜松市に、西は岡崎市、豊田市に、南は豊橋市、豊川市に接しています。

市域は東西約30km、南北約27km、面積は499.23㎢で県内2番目の広さであり、そのうち森林が83%を占めています。令和4年1月1日現在、人口44,501人、世帯数17,607世帯、高齢化率37.7%となっており、年々人口の減少と高齢化が進んでおります。

平成28年2月に新東名高速道路新城ICが開通し、名古屋圏から55分の交通アクセスとなります。また、市内には三遠南信自動車道の鳳来峡ICも設置されており、浜松方面へのアクセスも便利になっているほか、東名高速道路豊川ICからは国道151号を北へ20分、鉄道では豊橋駅からJR飯田線で30分の位置にあります。新東名高速道路の開通により、新城～名古屋間の高速バスを運行、さらに令和3年度には、東京～大阪間の高速バスの停留所が設置されるなど交通の利便性がさらに向上し、人の往来の増加が期待されています。

新城市では、令和3年度、1名の地域おこし協力隊員が地域協力活動に従事し、地域の活性化・新たな生業の創出に取り組んでいます。

令和4年度、本市の地域資源であるアウトドアフィールドを活用したサイクルツーリズムによる地域活性化のため、「地域おこし協力隊」隊員を1名募集します。

1 募集人員

1名

2 活動地域

全市域

3 活動内容

<共通活動事項>

- ①地域行事等コミュニティ活動に関する支援
- ②市内各種団体の活動に関する支援
- ③移住・交流事業に関する支援
- ④地域住民との連携に関する活動
- ⑤地域の情報発信
- ⑥その他、地域活性化に必要な活動

<個別活動事項>

(1) サイクルツーリズムを中心とした地域振興活動

例) 地域資源を活用したサイクルツーリズムの企画・運営

例) サイクルツーリズムを活用した着地型観光の開発

例) サイクルツーリズムの基盤整備

4 募集対象

①令和4年4月1日(金)現在で、20歳以上40歳未満の方

②生活の拠点を都市地域等から新都市に移し、住民票を異動できる方

(総務省の地域おこし協力隊特別交付税措置に係る地域要件に該当する方)

※委嘱を受ける前に既に新都市に住民票がある方は対象外です。

③普通自動車運転免許を有する方、あるいは令和4年3月31日(木)までに取得見込みの方

④一般的なパソコン(ワード、エクセル等)の操作が出来る方

⑤心身ともに健康で、地域住民と協力しながら活性化活動に取り組める方

⑥日本国籍を有し、次のいずれにも該当しない方

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 国、地方公共団体職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 勤務地

愛知県新都市内

6 勤務日数及び勤務時間

月曜日から金曜日のうち週5日または4日間勤務

※ 1日7時間30分を超えない範囲内で、かつ、週30時間を超えない範囲内での勤務を基本とします。

職務遂行上、土日曜日、祝日に勤務する場合があります。

7 雇用形態

新都市会計年度任用職員(パートタイム)

※詳細な勤務条件は、新城市会計年度任用職員に関する諸規定によります。

8 任用期間

2022年4月1日（月）から2023年3月31日（金）まで。

※ 任期は1年間とします。以後毎年1年ごとに更新します。最長で3年間任用することができます。（2025年3月31日（月）まで）

9 報酬

月額 155,535円（この額から社会保険料等が控除されます。）

期末手当 2.55か月分（6月期・12月期、各最大1.275か月分）見込み

※ 隊員が月の途中で任用され、または任用を解除された場合におけるその月の報酬の額は、日割り計算とします。

10 休日・休暇

①休日…土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

②休暇等…年次有給休暇 勤務日数に応じ付与

特別休暇 有給（慶弔、産前・産後等）

無給（子の看護、介護休暇等）

11 待遇及び福利厚生

①加入保険等…健康保険・厚生年金・雇用保険

②費用弁償（通勤手当）…片道の通勤距離が2km以上の場合

③住居…市で借り上げた賃貸住宅又は地域の空家住宅に入居していただきます。

※ 家賃は市が負担します。（共益費、光熱水費、駐車場代等は隊員の負担となります。）

※ 隊員の希望により、市が用意した住居以外に居住する場合、家賃は全て隊員の負担になります。

④貸与品…ノートパソコンを必要に応じ無償貸与します。

※ 事務室外への持ち出しはできませんので、住居で必要な場合は、自分のパソコンをご用意ください。

⑤活動車両…公用車もしくはリース車を使用します。

※ 活動に際しやむを得ず自家用車を使用した場合は、市の規定により交通費を支給します。

12 申込手続

①受付期間

令和4年1月31日（月）～令和4年2月18日（金）【必着】

※ 持参される場合は、市役所の開庁時間である午前8時30分から午後5時15分までにお願いします。

②申込方法

郵送または持参

③提出書類

申込書（新城市地域おこし協力隊設置要綱様式第1号）

13 選考方法

①1次選考…書類審査

※ 提出いただいた申込書により、内容を審査します。

②2次選考…面接

※市の関係者等による面接を行います。

14 選考結果

①令和4年2月下旬、1次選考の結果について合否を文書で通知します。

※ 1次選考合格者には、2次選考のスケジュールをお知らせします。

②令和4年3月中旬、2次選考受験者全員に合否の結果を文書で通知します。

15 その他

本公募は、事業の円滑な遂行を期するため、予算成立前に事業の募集を行うものであることから、予算の審議状況によっては、内容に変更があり得ることをご了承ください。

16 お問い合わせ・申込先

郵便番号：〒441-1392

住 所：愛知県新城市字東入船115番地

担当部署名：新城市役所企画部企画政策課

担当者名：酒井、竹下

電話番号：0536-23-7620（直通）

FAX番号：0536-23-2002

メールアドレス：kikaku@city.shinshiro.lg.jp

- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが不可欠だが、そうした関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「ブリッジ人材」が不足。そこで、市町村がそうした人材を「地域プロジェクトマネージャー」として任用する制度を創設。

イメージ

★ブリッジ人材が不在だと・・・

- ・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできても孤立



⇒プロジェクトの実感があがらない状態に

★地域プロマネ任用により・・・

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に
成果へつなげる！

制度概要

★人物像

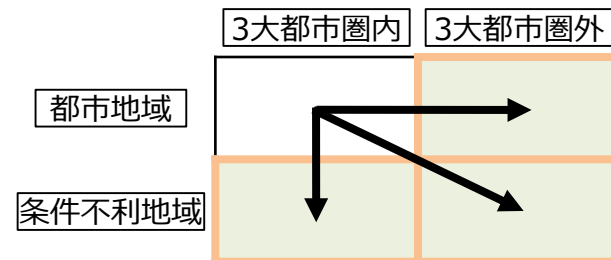
- ・地域の実情の理解、専門的な知識、仕事経験を通じた人脈、受入団体及び地域との信頼関係 etc
- ⇒地域おこし協力隊OB・OG、地域と関係の深い専門家 等

★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの雇用に必要な経費を対象に、650万円/人を上限に特別交付税措置
- ・1市町村あたり1人、1人あたり3年間に上限

★地域要件

- ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地の協力隊から任用される場合には移住は求めない



報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和4年1月28日	
担当課・室	教育委員会生涯共育課	
担当職・氏名	課長	村田 方恵
連絡先（電話）	(0536) 23-7639	
連絡先（FAX）	(0536) 23-8388	
（メールアドレス）	shougaigakushu@city.shinshiro.lg.jp	

件名	第7回共育川柳の入賞作品について
----	------------------

内容

新城市小中学校PTA連絡協議会と新城市教育委員会の共催事業として、新城市の教育理念「^{ともい}共育」にちなんだ川柳を募集し、応募作品の中から入賞作品を選びました。

1 応募作品のテーマ

「わが家の共育12（いいに）」

2 応募期間

令和3年9月1日から10月22日まで

3 応募作品数

1,419作品（内訳 小中学生1,055作品 一般：364作品）

4 選考方法

各小中学校のPTA役員や新城市小中学校PTA連絡協議会の役員により選考を行い、優秀と認められる60作品を選び、その中から次のとおり入賞作品を選びました。

(1) 教育長賞（作手中学校2年 太田育那さん）

気付かない 当たり前にも ありがとう

(2) 会長賞（東陽小学校5年 和田琉生さん）

あいさつは スマホじゃなくて 顔を見て

(3) 共育賞（八名小学校2年 浅井絢音さん）

つかおうよ スマホ時間より かぞく時間

※ 入賞作品に選ばれなかったものは入選作品とし、作者に記念品を贈ります。

5 その他

令和4年1月27日（木）に入賞者を対象に表彰式を行う予定でしたが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ中止としました。

作成現在日：令和4年1月21日

日	曜日	時 間	行 事	場 所		
1	火	9 : 00	3月補正予算査定	新城	本庁舎	政策会議室
		17 : 00	全国大会準優勝報告	新城	本庁舎	市長室
2	水	9 : 00	3月補正予算査定	新城	本庁舎	政策会議室
3	木	13 : 30	総合教育会議	新城	本庁舎	4-2、4-3会議室
4	金	13 : 30	豊川水源基金理事会(Web会議)	新城	本庁舎	政策会議室
		15 : 00	東三河市町村長会議(Web会議)	新城	本庁舎	政策会議室
5	土					
6	日					
7	月	10 : 45	大規模集団接種会場開設セレモニー	豊橋	東三河総合庁舎	
		12 : 00	五日会	新城	本庁舎	4階会議室
		14 : 00	自治体DXの必要性に関する講演会	新城	本庁舎	政策会議室
8	火					
9	水					
10	木					
11	金		【建国記念日】			
12	土					
13	日	13 : 30	令和3年度東三河地域防災協議会防災セミナー	新城	新城文化会館	小ホール
14	月	12 : 00	三役会	新城	本庁舎	市長室
		13 : 00	市政経営会議	新城	本庁舎	政策会議室
		17 : 00	奥三河ビジョンフォーラム新春懇談会	新城	新城観光ホテル	東館
15	火	9 : 00	災害時における支援物資の受け入れ及び配送等に関する協定等締結式	新城	本庁舎	政策会議室
		13 : 30	一般社団法人 奥三河観光協議会 第2回理事会	新城	本庁舎	政策会議室
		14 : 30	一般社団法人 奥三河観光協議会 臨時総会	新城	本庁舎	政策会議室
16	水					
17	木	10 : 00	議員への定例報告会(兼臨時)	新城	東庁舎	委員会室
		10 : 30	議案説明会	新城	東庁舎	議場
		14 : 00	定例記者懇談会(兼臨時)	新城	本庁舎	災害対策本部室1、2
18	金	10 : 00	自衛隊募集相談員嘱託式及び自衛隊入隊予定者激励会	新城	本庁舎	災害対策本部室1、2
19	土					
20	日					
21	月					
22	火	14 : 00	第4回代表区長会	新城	本庁舎	災害対策本部室
23	水		【天皇誕生日】			
24	木	13 : 00	男女共同参画審議会答申	新城	本庁舎	政策会議室
		13 : 15	3月補正予算査定	新城	本庁舎	政策会議室
25	金	10 : 00	市議会定例会本会議 第1日	新城	東庁舎	議場
26	土	10 : 00	しんしろ男女共同参画フォーラム「SDGs～わたしたちにできること～」	新城	本庁舎	4階会議室
27	日					
28	月	14 : 00	令和3年度新城市防災会議	新城	本庁舎	災害対策本部室